

「売春」の禁止と父権制支配

川畑 智子

売春防止法（1958年施行）は、一般に「強制売春」や「管理売春」の被害から女性を守る法律であると考
えられてきた。しかし、売春防止法の運用の実態を見ると、売春防止法が女性を守る法律であるとは言えな
いことが明かになってくる。本稿は、売春防止法をジェンダーと権力の視点から批判的に考察し、その作業
を通じて、売春防止法が女性の身体を管理し、女性の性的自己決定権を侵害する働きをしているという解釈
を提示している。

1. はじめに

売春防止法は、一般に、「強制売春」や「管
理売春」の被害から「女子」を「保護」し、人
が買/売春をしないように「防止」し、売春助
長者（第三者）を処罰するという目的のために
設けられたと考えられてきた。しかし、売春防
止法の運用の実態を見ていくと、従来考えられ
てきた「女子の保護」、「売春の防止」、「売春助
長者の処罰」という目的は全く有名無実化して
いるということが見えてくる。

売春防止法はもともと1948年に「売春等処罰
法案」として法務省から国会に提出され、「売
春助長者の処罰」と「単純売春婦の取締」を目
的としていた。東京都では1949年にはすでに
「売春等取締条例」を制定し、翌年には売春防
止法第五条の「勧誘」罪と同じ条項が加えられ
ている⁽¹⁾。そして売春防止法に「売春の防止」
「女子の保護」に関する項目が加えられたのは、
売春防止法が制定（1956年）される直前に日本
社会党によって「売春に係る処罰、保安処分及
び更生保護に関する法律案」として国会に提出

されてからのことである。しかし一方で1948年
の「風俗営業取締法（現：「風俗営業等の規制
及び業務の適性化等に関する法律」）」は「売春
助長者の処罰」と「売春の防止」という目的を
有名無実化してきた。その結果、「女子の保護」
という目的は、たとえ女性を「保護」するた
めに設けられたものでも、「売春の禁止」の効
果によって皮肉にも女性を危険にさらしてきた
のである⁽²⁾。

売春防止法で検挙される人々は、主に、街娼、
ヒモ、やり手婆さん、タクシー運転手などのそ
の周辺で生活する人々ばかりであり、肝心の
「風俗産業」に関わる店の経営者は「風俗営業
法」で守られている⁽³⁾。なぜならば、この法
によって風俗店はタテマエが成立すれば営業が
許可されるため、店内で「売春」が行われてい
ても、それを表向き客と従業員の間で発生した
「自由恋愛」とすれば店の関与を否定するこ
とができるからである。さらに売春防止法は、一
方で女性を「保護」の対象としながら、他方で
売春を「禁止」し、売春者を違反者としている
ため、売春する女性たちは、違反者という弱者
の立場を利用されやすく、危険な労働や無理な

労働を押し付けられ、搾取されてもそれを訴えることもできないという状態にある(4)。その上、タテマエさえ守っていればよいといった行政や法の運用が「風俗産業」の肥大化を加速させ、「売春の禁止」を有名無実なものとしてきた。その結果、余計に多くの女性たちを「風俗産業」に囲い込み、危険にさらしている。こうして社会的に構成された事実としての「悲惨さ」は、「売春の悲惨さ」を正当化の道具とする政治的言説によって強調され、こうした社会的言説によって加工された「売春の現実」が再び「売春の禁止」を正当化するという悪循環を繰り返してきた。そして従来の社会学的研究もまた「売春の禁止」を自明の前提としてきた(5)。

そこで本稿は、「売春の禁止」の社会的効果を批判的に解釈するという作業を通じて、それが女性の性的自由及び自己決定にどのような影響を与えているといえるのかについて示し、売春防止法のこれらの目的がその運用の実態を覆い隠す働きをしているという解釈を提示したい。

2. 「一般婦女子」と「売春婦」のイメージ

売春防止法は、「売春」を「不特定の相手と対償を受ける、又は受ける約束で性交すること」と定義し、「売春」による被害者を「女子」に限定している。すなわち、売春防止法は、「売春している/するおそれのある女性」を「保護」の対象と規定し、すべての女性を「売春」の潜在的被害者と位置づけているといえる。

では、売春防止法は、現実にはすべての女性を「保護」の対象としているのだろうか。「池袋事件」(1987年)をとりあげてみよう。「池袋事件」とは、「ホテル嬢」(派遣型売春の一形態で、客が待つホテルへ出張して売春を行う女性のことをいう)としてホテルに派遣された女性が、

客にナイフで脅されて性交を強要され、抵抗の末、客をナイフで殺害してしまった事件である。一番では、懲役三年の実刑判決が下されたが、控訴して懲役二年・執行猶予三年の判決となっている。

この事件の裁判では、「売春」している女性とその客の間に強かんが成立するか否かが争点となった。そこでは、被告の女性が「売春行為を業」としていたことを理由に、その女性が「一般婦女子とは質的に異なる」と規定され、女性の抵抗は正当防衛ではなく「過剰防衛」とされた。したがって「池袋事件」は強かん事件ではなく、殺人事件として扱われ、女性の正当防衛と無罪の訴えは却下されたのである。

このように、売春防止法は「売春」している女性をすべて「被害女子」として「保護」されるべき存在としているにも関わらず、この「池袋事件」の裁判では、「売春」を「業」としていたことを理由に、その女性が「一般婦女子」ではなく、ゆえに「強かんの被害者」にもなりえないという判決が出されたのである。要するに、ここには、すべての女性は「売春」の潜在的被害者であると規定されているにも関わらず、「売春」を「業」としていれば「一般婦女子」ではない、ゆえに「保護」されないという矛盾が発生していたのである。

ではなぜ「池袋事件」裁判においてそのような矛盾が発生したのだろうか。それは、売春防止法が同時に「単純売春」を禁止しているからである。「単純売春」とは、第三者が介在しない、売る側と買う側の二者間で行われる「売春」のことである。そのため「単純売春」する「女子」は違反者、すなわち「売春婦」と見なされ、「保護」の対象とされず、したがって、「池袋事件」裁判では、その女性が「単純売春」していたという理由で、「強かんの被害者ではない」

とされたのである。

要するに、この裁判では、あたかも「一般婦女子=不特定の相手と性交することに対して抵抗感がある女性」と「売春婦=不特定の相手と性交することに対して抵抗感がない女性」という、全く正反対の人格を持つ二種類の女性が存在するという前提に立ち、「抵抗感の有無」によってその女性が「強かんの被害者であるか否か」を判定していたのである。すなわち「抵抗感の有無」の問題が女性の人格の問題に置き換えられ、さらにそれが「売春を業として行うか否か」という行為の問題に置き換えられていたのである。こうして女性は「売春」を「業」としていたという理由で強かんの被害者ではなく、殺人者とされたのである。

3. 「娼婦」テスト

前節では、「池袋事件」裁判において「一般婦女子」か「売春婦」かによって女性の人格の識別が行われていたことを示し、そのような識別の仕方そのものが問題であるということ述べた。この節では、「囹捜査」を例にとりあげ、こうした識別の仕方が警察官によっても使用されているという事実、及び、それがいつ、誰によって、どのように使用されているのかについて示したい。

売春防止法は、「売春」を「不特定の相手と対償を受ける、又は受ける約束で性交すること」と定義し、これを禁止している。しかし、現実問題として、「性交」に直接関わるような言及は避けられるのが常態だから、実際に女性が「不特定の相手と対償を受ける、又は受ける約束で性交しているかどうか」は性交が行われている現場に行って確認しない限り見ただけではわからない。したがって、ここに「売春している

かどうか分からない状況」が生まれる。

それについて売春防止法を見てみると、第5条(6)において、路上などの公共の場所で、売春の相手方となるように「勧誘」した者を処罰の対象としている。しかし、路上に女性が立っているだけでは、「売春婦」かどうかわからない。待ち合わせしている場合もある。そのため、街娼の場合、大抵、囹捜査が行われる。この場合、女性の方から近寄ってきて、売春の相手方となるように「勧誘」するような言葉（例えば「1万5千円で遊んでいかない?」）をかけ、ホテルや旅館の入り口の前や部屋の前まで行った時点で逮捕される。

ここで問題なのは、「売春」していなくても、すなわち、その女性が実際に警官と「性交」したわけでも、またその「対償」ももらったわけでもないのに逮捕されるという点である。ではなぜこのようなことが生じているのだろうか。それは、売春防止法は、「売春するおそれのある女子」を「保護」の対象とすると同時に「補導」の対象と規定し、第5条によって「勧誘」は処罰の対象とされているからである。したがって、女性は「売春」していなくても、「勧誘」すれば「保護」の対象外とされ、処罰の対象とされてしまうのである。すなわち、女性は「売春」していなくても「勧誘」すれば、「売春婦」の疑いをかけられてしまうのである。要するに、警察官は、「単純売春しているかどうか分からない状況」を、「勧誘」罪によって、無理矢理「わかる状況」にし、実際に「売春」が行われていなくても、それを理由に女性を「売春婦」と決めつけることができるようになっているのである。ゆえに私服警官による囹捜査は違法行為とされていないのである。

現実的に考えてみれば、たとえ女性が「勧誘」しても、すべての通行人がその「勧誘」にのる

わけではないので、「勧誘」を理由に「売春婦」と決めつけることもおかしい。さらに、その「勧誘」によってホテルの入り口の前までついて行く人は、売春の相手方となることを希望している人であり、実際に売春が行われていなくても「勧誘」した側を逮捕できるのならば、実際に売春の相手方とはならなくてもその「勧誘」の相手方となったことを理由に逮捕できると考えてもいいはずである。しかし、「売春」が実際に行われていなくても逮捕できてしまうのは、そもそも「わからない状況」を無理に「わかる状況」にしていることに原因があるからと考えられる。

このように「単純売春しているかどうかかわからない状況」を「わかる状況」にしているものとは、「性交」ではなく「勧誘」という、女性の「性交に至るまでの態度」である。ここでは、「勧誘すること」＝「単純売春すること」という前提に立ち、「勧誘しない女性」＝「単純売春していない女性」＝「一般婦女子」、「勧誘する女性」＝「単純売春している女性」＝「売春婦」という二項対立図式によって「単純売春しているかどうか」が判定されているのである。すなわち捜査においても、あたかも「売春婦」と「一般婦女子」という全く別の人格を持つ女性が存在するかのように考えられ、その前提に立って「一般婦女子か売春婦か」がテストされているのである。

「池袋事件」裁判では、「強かんの被害者か否か」という問題が「抵抗感の有無」の問題に置き換えられ、「売春」を「業」としていたという事実によって、あたかもその女性の「(猥褻行為に対する)抵抗感」が「通常の女性」とは「質的に異なる」かのように認識され、「強かん事件」ではなく「殺人事件」と判定された。そして捜査では、「一般婦女子か売春婦か」

という問題が「勧誘するか否か」という問題に置き換えられ、「1万5千円で遊んでいかない?」という言葉とホテルの入り口まで行くという行動が「(売春の)勧誘」の判定手段とされ、こうした言動をとる女性を容疑者として逮捕することが許されている。要するに、どちらの場合においても、「売春婦」と「一般婦女子」という二種類の女性像がその根底にあり、これらの女性が現実に存在するという前提に立って女性を識別しているのである。このように、「性交している時の態度」(抵抗感)や「性交に至るまでの態度」(勧誘)を判定基準とすることで「一般婦女子か売春婦か」を識別するテストここでは「娼婦」テストと呼んでおこう。

ここから読み取れるものとは、「娼婦」テストが、裁判官だけでなく、警察官も含めた、売春防止法を運用する側の人々によって共有されている識別方法であるということである。その理由は、売春防止法を運用する側の人々(裁判官や警察官)は、罪の有無を判定したり、犯罪者を逮捕することによって社会秩序を維持することを仕事としているため、実用可能でない売春防止法を実用可能にする必要に迫られるからである。これらの人々にとって、「娼婦」テストは、法を運用する時に「わからない状況」を「わかる状況」にするための必要不可欠な識別方法なのである。

4. 「売春」の禁止の社会的効果

売春防止法⁽⁷⁾は、「売春」を「不特定の相手と対償を受け、又は受ける約束で性交すること」とし、これを禁止している。その理由は、売春防止法によれば、「売春」が「人としての尊厳を害する」行為であり、「性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱す」行為だからである。売春

防止法は、「売春」の被害者を「女子」に限定し、第三者が「(「女子」に) 売春させること」を処罰の対象としている。一方、売春防止法は、「女子」が単独で「売春」することを「単純売春」として禁止の対象としている。したがって、「単純売春」した「女子」は「補導/矯正」される。そのため、「女子」が「単純売春」しないように「売春」を未然に「防止」するために、「単純売春」するおそれのある「女子」を「要保護女子」として「保護」の対象としている。

このように、売春防止法は、「女子」が単独で「売春」することは、「人としての(自分の) 尊厳を(自分で) 害する」行為、すなわち自傷行為と規定すると同時に「性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱す」反社会的行為であるとも規定する。したがって、売春防止法は、「(第三者に) 売春させられた女子/(単独で) 売春するおそれのある女子」を「被害女子/要保護女子」として「保護」の対象とし、「単独で売春した女子」を「補導/矯正」の対象としているのである。要するに、「売春防止」という観点からみれば、すべての「女子」は顕在的/潜在的被害者であり、「保護更生」の対象となるが、「売春禁止」という観点からみれば、単独で「売春」すれば、「犯罪者」、すなわち「売春婦」として「補導/矯正」の対象となってしまうのである。そしてこのような矛盾、すなわち「売春」する女性は「保護」されるべき存在でありつつ、なおかつ「補導/矯正」されるべき存在でもあるという矛盾を解決するのが、「保護」と「補導/矯正」の対象を区別する識別方法—「娼婦」テストである。

ここから何が言えるだろうか。それは、あたかも売春防止法が「被害女子/要保護女子」、すなわち第三者によって「売春させられた女子」や単独で「売春しない女子」を「一般婦女子」

と規定し、それ以外の「女子」を「保護」の対象外としている法律であるかのような錯覚が生じているということである。要するに、「売春の禁止」という規定があるために、あたかも「一般婦女子」とは全く異なる人格を持つ女性が存在するかのような錯覚を作り出し、それによって、自由意思で「売春」した「女子」を「売春婦」と規定しているかのように売春防止法を再構成してしまっているのだ。したがって、たとえ売春防止法が「売春の防止」「女子の保護」「売春助長者の処罰」を目的としても、「売春の禁止」があるために、法を運用する人々は、この法を実用可能にするためには、この再構成された売春防止法を運用しなければならず、意図しないにも関わらず、「売春の防止」とは全く逆の運用をしてきたと考えられるのである。

このことは何を意味するのだろうか。それは、法を運用する人々が、この「売春する女子」を「保護」の対象としつつなおかつ「補導/矯正」の対象とするという矛盾した規定によって発生した「わからない状況」を、あたかも「わかる状況」であるかのように状況定義しているということなのである。要するに、法を運用する人々が、意図しないにもかかわらず「売春の防止」という目的を無視してしまう理由は、法が同時に「売春の禁止」という規定をあわせもっているからなのである。

このように売春防止法は、たとえ「売春の防止」「女子の保護」「売春助長者の処罰」のために設けられたとしても、「売春の禁止」という規定があるために、社会秩序を維持する国家権力によって全く逆に運用されている。売春防止法は、法的水準においてすべての女性を潜在的被害者としておきながら、社会的水準においては全くその逆にすべての女性を潜在的売春婦と位置づけ、その被害者性を否定する機能を果た

しているのである。女性は、路上に立っていれば、あたかも「売春」しているかのように疑われ、「売春」していれば、あたかも「一般婦女子とは質的に異なる女性」であるかのように扱われるのである。

こうして意味もなく、女性は疑われ、テストされ、「売春婦」に仕立てられ、「補導」されている。「娼婦」テストは、すべての女性を潜在的売春婦と見なし、そうした潜在的売春婦を顕在化するための手段として使用されているテストなのである。このように「売春の禁止」の社会的効果は、売春防止法を無意味な「売春婦狩り」(例: 届出捜査)の道具にし、すべての女性を意味もなく疑い、それを「娼婦」テストによって判定し、「売春婦だとわかる状況」の定義を無理に作り出してきたのである。

5. 「一般婦女子らしさ」の強制

「売春の禁止」は、売春防止法を実用不可能にしている。そのため、この法を運用する人々は「売春の禁止」によって再構成された売春防止法を必要とし、それを運用している。しかしこうした運用の仕方はすべての女性を「保護」するどころか危険にさらしている。この節では、こうした運用の仕方に焦点をあて、これがすべての女性にどのような影響を与えているのかについて分析し、「売春の禁止」が現実にはどのような働きをしているのかについて検討する。

先にも述べたとおり、売春防止法によれば、「一般婦女子」とは「被害女子/要保護女子」である。「被害女子/要保護女子」とは、第三者によって「売春させられている女性」や単独で「売春しない女性」、すなわち「自由意思で売春しない女性」である。したがって、「売春婦かどうかかわからない状況」が発生すれば、まず問

われるのは「自由意思で売春した/しているのか否か」という問題となる。そのため「抵抗感の有無」や「勧誘」などの、性交している時の態度や性交に至るまでの態度が判定の決め手になる。この売春防止法が規定する「一般婦女子」の性交している時の態度や性交に至るまでの態度、すなわち「保護の対象としての女」の態度を「一般婦女子らしさ」と呼んでおく。

では売春防止法が規定する「一般婦女子らしさ」とは具体的に何を意味するのだろうか。売春防止法は、「売春」を「不特定の相手と対償を受け、または受ける約束で性交すること」と定義している。すなわち、「被害女子/要保護女子」とは、第三者によって「不特定の相手と対償を受け、または受ける約束で性交させられている女性」かあるいは「不特定の相手と対償を受け、または受ける約束では性交しない女性」である。これを女性が性交している時の態度と性交に至るまでの態度だけに注目すれば、「意思に反して不特定の相手と性交させられている女性」かあるいは「不特定の相手と性交しない女性」である。一般的な言葉で言い換えれば、「被害女子/要保護女子」とは「特定の相手でなければ性交しない女性」、すなわち「貞淑な女」である。したがって、「一般婦女子らしさ」とは、「貞淑さ」である。

要するに、売春防止法を実用可能にしているものとは、「貞淑さ」であり、「娼婦」テストとは、「貞淑か否か」テストのことを意味しているのである。すなわち「娼婦」テストとは、「貞淑な女」を「一般婦女子」、「不貞な女」を「売春婦」と判定するテストなのである。したがって、「自由意思で売春しているか否か」は、「貞淑か否か」によって判定されているということになる。つまり売春防止法を運用する人々は、このテストによって「売春婦かどうかかわからない状況」

を「わかる状況」に定義しているのである。

つまり、売春防止法を運用する人々は、「自由意思で売春しているかどうかわからない状況」を「わかる状況」にするために、「一般婦女子」=「貞淑な女」、「売春婦」=「不貞な女」という正反対の人格を持つ二種類の女性が存在するという前提に立ち、「自由意思か否か」という意識の水準を「貞淑か否か」という人格の水準に置き換えて判定しているのである。すなわち、「貞淑な女」=「自由意思で売春しない」、「不貞な女」=「自由意思で売春する」という二項対立図式によって、「貞淑な女」=「自由意思で売春しない」=「一般婦女子」と判定しているのである。

では、第三者に「売春」させられた女性や単独で「売春」しない女性が、この「娼婦」テストに完全に通過することは可能だろうか。それは否である。なぜならば、売春防止法は、第三者に「売春」させられた/単独で「売春」しないという行為の水準で「一般婦女子かどうか」を判定していても、現実問題としてそれを判定することは不可能であるため、性交している時の態度や性交に至るまでの女性の態度、すなわち「貞淑さ」によって「一般婦女子かどうか」を判定しているからである。したがって、第三者に「売春」させられた女性や単独で「売春」しない女性が「一般婦女子」と見なされるためには、「貞淑な女」を演技しなければならない。では、「貞淑な女」を演技すれば、「娼婦」テストを通過することは可能だろうか。それも否である。以下にその理由を述べておく。

「娼婦」テスト、すなわち「貞淑か否か」テストには二つのテストがある。一つは「意思に反してか否か」のテスト、すなわち「自由意思」のテストである。そしてもう一つは、「特定の相手でなければ性交しないか否か」のテスト、

すなわち「行為」のテストである。したがって、「一般婦女子」と見なされるためには、この二つのテストを同時に通過しなければならない。女性が第三者によって「売春」させられている場合、「貞淑な女」を演技しても、「行為」のテストには不通過となるため、本当に意思に反してだったのかどうか疑われてしまう。また、女性が単独で「売春」しない場合、「貞淑な女」を演技しても、「行為」テストにははっきりした答えはでないため、本当に特定の相手でなければ性交しないかどうか疑われてしまう。要するに、女性は、「売春」してもしなくても、またたとえ「貞淑な女」を演技しても、「行為」テストへの通過を積極的に証明することは不可能となるため、「売春婦」と疑われる可能性を完全に否定することはできないのである。ここに売春防止法がすべての女性を潜在的売春婦と位置づけていると指摘する理由があるのである。

ここから読み取れるものは、「売春の禁止」によって、すべての女性は、潜在的売春婦と位置づけられているため、常に「売春婦」の疑いをかけられているということであり、「売春婦」と疑われないようにするためには、「自由意思」テストと「行為」テストにその都度通過するように「貞淑な私」を演技し続けなければならないのである。要するに、売春防止法は、あたかもすべての女性が潜在的売春婦であるかのように位置づけ、無意味な「売春婦狩り」をすることで、すべての女性に「一般婦女子らしさ」を自己提示するように強制する働きをしているのである。

6. 「一般婦女子らしさ」の規範としての売春防止法

先に述べたとおり、売春防止法を実用可能に

しているものとは、「貞淑さ」であり、「娼婦」テストとは、「貞淑か否か」によって「一般婦女子」か「売春婦」かを識別するテストである。しかし、「娼婦」テストに完全に通過することは不可能であるため、すべての女性は「売春婦」の疑いから逃れられない。ゆえに、女性は「売春婦」の疑いをかけられないように「貞淑な私」を提示（演技）し続けなければならない。とりあえず、これを「貞淑さ」役割と呼んでおく。したがって、売春防止法は「貞淑さ」役割を肯定する女性を「一般婦女子」として「保護」の対象とし、「貞淑さ」役割を否定する女性を「売春婦」として排除の対象と規定していると解釈できる。この解釈に立っとう一度「池袋事件」をふりかえってみよう。

「池袋事件」裁判では、その女性が「一般婦女子」ならば、一緒に「見知らぬ男」とホテルに行かないはずだから、一緒に「見知らぬ男」とホテルに行ったということは、「一般婦女子にあるまじきこと」であると考えられていたと解釈できる。その上で、この裁判では、その女性が「売春」を「業」としていたことを理由に、二人の間に「(売春) 契約」が暗黙に成立していたとし、「売春婦」が「客」の性的要求を拒むことは、「売春婦にあるまじきこと」であると考えられていたと解釈できる。

すなわちここには、「売春」しようがしまいが、相手が誰であろうと（夫だろうが、客だろうが）、一旦女性が性交に承諾すれば、途中でその相手の性的要求を女性が拒否したり、望まない性交を強要されたことに対して文句を言ったり、訴えたりしても、それは「性的自由を放棄した」として女性の側の落度とされてしまうしくみが存在するのである⁽⁸⁾。ゆえに「池袋事件」裁判の女性は、「特定の相手」（客）の性的要求を拒んだ（「貞淑さ」役割を怠った）と

いうことによって、「保護」の対象と見なされる権利を自らすすんで放棄した」とされ、それゆえに被害者性を否定され、「殺人者」と見なされ、加罰されたと解釈できるのである。

これを夫婦や恋人などの関係に広げてみるならば、「貞淑さ」とは、このように自らの身体をあたかも他者に「贈与すべきモノ」であるかのように扱う態度のことをいうのであり、女性はこのような態度をとるように強制されているといえることができる。そして女性が「特定の相手」の性的要求を拒んだり、それを被害として訴えることは、売春防止法に違反することを意味し、これに違反した女性もまた国家権力によって制裁され、「貞淑さ」役割をするように強制/矯正されるということができるのである⁽⁹⁾。

したがって、制裁されないためには、女性は自己の身体をあたかも他者に所有されるモノであるかのように提示しなければならない。すなわちここには女性に「貞淑さ」を強制し、「貞淑さ」を「搾取」する、「一般婦女子らしさ」の規範と呼ぶべきしくみが存在するのである⁽¹⁰⁾。要するに、売春防止法が「貞淑さ」を搾取可能なものとして提供しない女性に提供するように強制する「一般婦女子らしさ」の規範としての働きをしているということなのである。「池袋事件」裁判とは、まさにその規範が法廷という公的空間において働いていたことを如実に示す出来事だったのである。

しかし、このような解釈は一見奇妙と思われるかもしれない。なぜならば、一般的に、「貞淑さ」とは、女性が人間的主体として生きるために必要なことと考えられてきたからである。しかし、売春防止法は、「他者に所有された愛玩されるモノであるかのように生きること」そのものが「貞淑さ」であり、このように生きることが人間的主体として生きることであると規

定しているのである。すなわち、売春防止法は「他者に所有された愛玩されるモノであるかのように生きること」があたかも「人間的主体として生きていること」であるかのようにすりかえているのである。

ここから何が言えるだろうか。それは「貞淑さ」に対する一般的イメージそのものが、売春防止法とともに社会的に構成されたものであるということである。要するに、売春防止法は、「貞淑さ」を「一般婦女子らしさ」と規定し、これを女性のあるべき姿として奨励する「一般婦女子らしさ」の規範そのものであり、「娼婦」テスト（「貞淑な女＝一般婦女子」、「不貞な女＝売春婦」）とは、そのような売春防止法の嘘（すりかえ）を正当化する父権制イデオロギーそのものなのである。

売春防止法の働きをまとめておこう。売春防止法には二つの働きがあるといえる。一つは、「一般婦女子らしさ」を管理することで、「だれのためにどんな女であるべきか」という定義の自己選択を否定し、「一般婦女子らしさ」を強制することで、「いつどこで女であるべきか」という存在の自己選択を否定する働きである。すなわち、「女であること」の定義と存在を決定する権利—女性の性的自己決定権—を否定する働きである。そしてもう一つは、「一般婦女子らしさ」の規範を強制することによって、女性を「性的自由の拘束」と「搾取」の危険にさらしていることである。すなわち、売春防止法が、女性を窮屈な性規範に押し込めることによって、女性が人間的主体として生きることが侵害し、女性を差別の対象と位置づける働きである。

7. 「売春の禁止」のもう一つの社会的効果

「売春の禁止」は売春防止法に矛盾（「被害女子/要保護女子かどうかわからない状況」）を発生させた。そのため、売春防止法を運用する人々は、売春防止法を実用可能にするために売春防止法を再構成した。しかし、再構成した売春防止法（「自由意思か否か」）を実用可能にするためには「娼婦」テスト（「貞淑か否か」）が必要となった。こうして「売春の禁止」は、保護の対象としての「女」（性的自由の拘束と搾取を受け入れる女）を創造し、その「女」が現実存在するという神話⁽¹¹⁾を流通させてきた。そして、実在しない「女」を前提とする人々の識別方法は、売春防止法を「売春婦」を摘発する「売春婦狩り」に変換した。

こうして売春防止法は、女性に「一般婦女子らしさ」の規範を強制し、「性的自由の拘束」と「搾取」の危険にさらす働きをしてきた。（以下「性的搾取」）しかし、このような解釈は、一見奇妙に思われるかもしれない。なぜならば、一般的に、「性的搾取」の被害者は、「一般婦女子」ではなく、「売春婦」の方であると考えられ、売春防止法は、女性を「性的搾取」の危険にさらす法律ではなく、女性を「性的搾取」の危険から守る法律と考えられているからである。

ではなぜ現実には「搾取」されている「一般婦女子」が「搾取」されていないと一般的に考えられているのだろうか。また、なぜ現実には「搾取」されていない「売春婦」（「単純売春」する女性）が、「搾取」されていると一般的に考えられているのだろうか。それは、「売春の禁止」が、「性交に対償を要求してはならない」という規範を流通させ、あたかも「性交」に「労働搾取」など存在しないかのように正当化してきたからである。そして「売春」することが、あたかも「搾取」されることを意味するかのような錯覚を引き起こさせていたからである。すな

わち、「売春=性的搾取」、「売春婦=性的搾取の被害者」「女性を性的搾取の被害から守るために売春を禁止する」という一般的な考え方自体、「売春の禁止」によって再構成されたイメージだったと考えられるのである。

そこで、この「売春婦=性的搾取の被害者」という論理が矛盾しているということを示すために、これを「売春婦」の視点から検証してみよう。「売春婦」の視点からみれば、「不特定の相手と性交すること」や「性交に対償をもらうこと」はごく当たり前の行為である。では、「性交に対償を要求してはならない」ということは何を意味するのだろうか。それは、「無償」で「労働」することを意味し、その「労働」は明らかに「搾取」されていることを意味するのである。では、「不特定の相手と性交してはならない」ということは何を意味するのだろうか、それは「特定の相手としか性交してはいけない」ということを意味し、明かに女性の「性交の自由」を拘束しているということの意味するのである。

このように、「売春婦=性的搾取の被害者」という論理を少なくとも性交を「労働」として分析すれば、「性交の自由」を否定され、「搾取」されているのは、むしろ「性交に対償を要求してはならない」「不特定の相手と性交してはならない」と強制されている「一般婦女子」の方ということになるのである。すなわち、「性的搾取の被害者」は、「売春婦」ではなく、「一般婦女子」という論理的帰結となるのである。要するに、「売春=性的搾取」、「売春婦=性的搾取の被害者」「売春防止法=性的搾取の被害から女性を守るための法律」という一般的イメージは、「売春婦」の視点から見ると、明かに誤っているのである。その上、売春防止法には「売春婦=性的搾取の被害者」とする論理自体

存在しないのだ。

ここから何が言えるだろうか。それは、売春防止法に対する一般的イメージ（「売春婦=性的搾取の被害者」と、売春防止法を運用する人々によって再構成された売春防止法（「売春婦=犯罪者」）は全く逆でも、ともに「売春の禁止」という全く同じ規定によって再構成されたイメージであるということなのである。要するに、「売春の禁止」によって再構成された法の運用が女性を危険にさらし、「売春の禁止」によって再構成された法のイメージがその事実を隠蔽する働きをしてきたということなのである。

では、なぜ今まで現実とは裏腹にそのようなイメージが正当化されてきたのだろうか。それは、売春防止法の目的が「売春の防止」「女子の保護」「売春助長者の処罰」であるとされているからである。しかし、冒頭にも述べたとおり、売春防止法制定の経緯を見れば、売春防止法はもともと「売春助長者の処罰」と「単純売春婦の取り締まり」を目的としていたことがわかる。そして、売春防止法が制定されてから40年以上も経過しているにも関わらず、「売春の防止」「女子の保護」「売春助長者の処罰」という目的は全く達成されてこなかったのである。要するに、これらの目的自体、「売春の禁止」を前提とした発想であり、法の本来の目的ではなかったということなのである。言い換えれば、これらの目的があるゆえに現実とは全く逆のイメージがあたかも自明のものであるかのように正当化され、売春防止法の実態は覆い隠されてきたのである。

このように売春防止法は、すべての女性を「保護」の対象とすることで、すべての女性に対して「不特定の相手と対償を受ける、又は受ける約束で性交をすること」を禁止し、まさに

「性的搾取」の危険にさらしながら、そのような禁止規定を「女子を保護する」という名目で、正当化しているのである。ここから何が言えるだろうか。それは、「売春」が女性の「人としての尊厳を害している」のではなく、売春防止法が女性の「人としての尊厳を害している」ということなのである。

8. おわりに

売春防止法は、「売春」を「不特定の相手と対償を受け、又は受ける約束で性交すること」と定義しこれを「禁止」し、「女子」をその被害者と限定することによって、女性に対して、「特定の相手」に性交を「モノ」として贈与するように強制してきた。すなわち、売春防止法は、(男性の身体ではなく)女性の身体を国家管理の対象とし、女性の性行動(性交している時や性交に至るまでの態度)を管理しているのである。ゆえに、この法は、「池袋事件」裁判で被告とされた女性のように、女性がひとりの人間として「身体的自由」を主張すれば、国家に反抗する逸脱者として排除の対象とするのである。売春防止法とは、ひとりの人間として「身体的自由」を主張する女性に自らの身体を「贈与すべきモノ」⁽¹²⁾として提示することを強制する父権制社会の「権力」の象徴なのである⁽¹³⁾。

こうして、女性の身体は売春防止法によって「贈与すべきモノ」として位置づけられ、自らの身体を「贈与すべきモノ」として提示する態度は、売春防止法を運用する人々の識別方法によって「貞淑さ」という記号、すなわち「一般婦女子らしさ」に変換され、流通しているのである⁽¹⁴⁾。その結果、すべての女性は「一般婦女子らしさ」を強制され、現実には「性的自由の拘束」と「搾取」の危険にさらされ、「モノと

しての女」として差別され、それに反抗すれば「不貞な女」=「売春婦」と汚名化されるのである。

私は、売春防止法に見て取れるような、女性の「身体的自由」を否定し、女性の身体を「贈与すべきモノ」と位置づけ、女性に自らの身体を「贈与すべきモノ」として提供させる装置を父権制支配システムの装置の一つと考え、この装置によって発生する排除と差別の制裁を女性に対する性暴力と考える⁽¹⁵⁾。そしてこの排除と差別の制裁によって女性が「性的自由」を拘束され、「搾取」されている状況を「性的奴隷制」⁽¹⁶⁾と考える。

この状況下では、女性は、性的客体として自己提示させられているため、性暴力は可視化されない上に、それを被害として訴えた女性の側の落度とされ、性暴力は「過剰反応」や「被害妄想」と状況定義される。このような悪循環に歯止めをかけるためにも、「売春の禁止」の解除と「女子の保護」の解除を要求する必要がある。もちろん、「売春の禁止」の解除と「女子の保護」の解除を要求するだけでは父権制支配を解体するには不十分ではある。だが、少なくとも国家による女性身体の管理を否定し、女性の身体が女性本人のものであるということを国家に認めさせるためには必要不可欠な作業である。そして女性に対する排除と差別を解体するためには、記号としての「貞淑さ」の流通経路と、この記号と権力が相互作用するあらゆる空間と、そこで「貞淑さ」が再構成される過程を可視化し、否定していく必要がある。

従来フェミニズムは、売春防止法を「ザル法」と批判し、売春防止法に内在する男女の不平等を指摘してきた。そしてそうした問題を解決するために、風俗営業法を問題化したり、買う側の処罰を求めたりしてきた。しかしフェミニズ

ムのそうした主張がたとえ「女性の人権」を擁護するためのものであっても、「売春の禁止」と「女子の保護」を自明の前提としてきたために、国家による女性身体の管理という問題を不問にし、意図しないにも関わらず売春防止法を正当化し、自らを危険にさらすという皮肉な結果に陥ってきた。また近年、フェミニズム内部において売春をめぐる言説を「道徳派」「権利派」「人権派」と分類し、「道徳派」や「権利派」を批判の対象とする主張がわずかだが見られる。しかし、こうした分類もまた「売春の禁止」と「女子の保護」を自明の前提とするものなのではないだろうか。

他方、90年代に入って日本でも欧米のセックスワーカーの主張をまとめた訳本が出版され、近年では日本のセックスワーカーの主張をまとめた冊子やその支援活動に関する資料が見られるようになってきた。私は1997年にロサンゼルスで開催された買売春に関する国際会議(International Conference on Prostitution)に出席した折、セックスワーカーの組織主催による作品展示会場で、1970年代に作られた「女のからだは女のもの(A WOMAN'S BODY A WOMAN'S RIGHT!)」という標語が書かれた一枚の看板を見つけた。セックスワーカーの国際的運動は70年代初期にさかのぼると言われているが、この頃すでにフェミニズムとセックスワーカーの運動は見えないうちで交差していたのかもしれない。もし仮にそうであるならば、その交差がいつ、どのようにして起きたのかを深く検討していく必要がある。

註

- (1) 「東京都公報」(昭和24年第474号、昭和25年第713号) この資料は、風俗ライターとして知られ

る松沢呉一さんが集会(1999年2月27日)の参考資料として配布されたものである。

- (2) 拙稿(1998 b)では、社会秩序を守るために「売春」を禁止するという日本の買売春政策が、皮肉にも「売春」する女性を「保護」するどころか危険にさらす結果をまねいているという事実を示した。
- (3) 昭和61年から平成7年までの過去10年間の「売春防止法違反事件通常受理人員調べ」統計(総理府)によれば、第5条(勧誘等)・6条(周旋等)の受理人員は全体の平均6割(うち1割は5条違反)から7.5割(うち2.5割は5条違反)へと年々増加傾向にあり、「売春助長事犯」(9-13条)のうち「売春させる契約」(10条)、「場所提供」(11条)、「売春させる業」(12条)は全体の平均3.5割から2割へと年々減少傾向にある。
- (4) イギリスでは売春それ自体は違法ではない。(ちなみに、日本では売春防止法によって「売春」それ自体、違法とされている。しかし、処罰の対象とされていないので、犯罪ではないということになる。) スーザン・エドワード(1987)によれば、Street Offences Act(1959)以来、女性は組織売春の被害者(victim)とされているが、路上における売春の勧誘及び周旋は犯罪化されているため、街娼は警察官による嫌がらせを受けやすく、そうした弱者の立場を利用され、組織売春の経営者による管理と搾取の被害にあっている。
- (5) 従来の売春研究は、「売春の禁止」を自明の前提とし、「売春の禁止」の結果生じた「売春の悲惨さ」を問題化し、その原因を、「売春」という行為やその行為をする人々に求めるという、結果と原因の取り違えによる堂々巡りに陥ってきた。
- (6) 売春防止法 第5条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。
- 一、公衆の目にふれるような方法で、人を売春

の相手方となるように「勧誘」すること。

二、売春の相手方となるように「勧誘」するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三、公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

売春防止法 第6条 売春の周旋をした者は、2年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一、人を売春の相手方となるように「勧誘」すること。

二、売春の相手方となるように「勧誘」するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三、広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(7) 売春防止法 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で、「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第4条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(8) 「特定の相手」とは一般的に夫や恋人をさすが、問題は「特定の相手」が誰であるかというよりもむしろ、同居していた、一緒にホテルへ行った、デートしていたという理由で「特定の相手」とみなされ、その相手から性的関係を強要されてもそれが当然であるかのように見なされてしまう社会的現実そのものにある。

(9) 拙稿(1995 a)では、「女らしさ」の規範から逸脱/に反抗する女性に対する制裁として使用される性暴力を総称して「娼婦」ラベルと呼んでいる。

(10) この「搾取」という言葉は、社会的・経済的搾取を意味している。拙稿(1998 a)では、ホステスは、素人ホステスの場合、時給で雇われているため、たとえ本人がそれを仕事の一部と認識するに至っても、すればするだけ男性客だけでなく店の経営者にも「搾取」されることになる。

(11) この神話は、強かんの加害者が、被害者にも責任があったとして被害者の訴えを中和化したり、第三者が加害者の言い分を正当化する時に使用されてもいる。

(12) マリノフスキーの「贈与と交換」によれば、すべての起源は生物学的に説明可能であるとし、種の存続は部族間の女性の贈与と交換のしくみ、すなわち婚姻によって維持されているとしている。しかし、このような「女性身体=生殖身体」を自明の前提とする生物学的本質主義の立場は、女性の身体が「生殖身体」として社会的に構成されているということそのものを無視している。全ての女性が性殖する/しているわけではない。

(13) この「権力」は、フーコーの「権力」概念を借りている。ここでは、一方で女性の身体を管理することによって女性に性的客体として主体化するように強制し、他方でその実態を隠蔽し、正当化

する言説装置という意味で使用している。

(14)人の愛情表現は様々だが、「貞淑な私」を提示することもその一つであると考えられているようだ(例「私はあなたのものよ」「私をあなたにあげる」)。したがって、「貞淑さ」という記号は、「愛情」という記号の一つとして再構成されて流通しているということも考えられる。

(15)拙稿(1998 a)では、排除と差別の繰り返しによって女性が「モノとしての女」として主体化させられていく過程を示した。

(16)拙稿(1995 a)では、キャサリン・バリーの「性的奴隷制」概念を借りていたが、本稿では、その概念を川畑の解釈によって再構成している。

文献

Edwards, Susan S. M., 1987, *Prostitutes: Victims of Law, Social Policy and Organized Crime*, in Pat Carlen and Anne Worrall ed. *GENDER CRIME AND JUSTICE*, Open University Press

江原由美子 1989「フェミニズムと権力作用」勁草書房

——— 1995「装置としての性支配」勁草書房

川畑智子 1995「素人ホステスのアイデンティティ形成の過程とその意味」東京都立大学社会学研究会『社会学論考』第16号

——— 1995「性的奴隷制からの解放を求めて」江原由美子編『性の商品化』勁草書房

——— 1995「売春女性の視点に立ったフェミニズムを考える」『別冊宝島224 売春するニッポン』宝島社

——— 1998「素人ホステスから見た「女らしさ」のワナ」河野貴代美編『セクシュアリティをめぐって』新水社

——— 1998「売春の禁止の社会的意味——国家とジェンダーの関わりから」東京都立大学社会学研究会『社会学論考』第19号

Barry, Kathleen, 1979, *Female Sexual Slavery*, Englewood Cliffs N.J., Prentice Hall=1984キャサリン・バリー 田中和子訳「性の植民地」時事通信社

総理府1997「売春対策の現況」

Delacoste, Frederique & Alexander, Pricilla ed., 1988, *Sex Work: Writings by Women in the Sex Industry*, VIRAGO PRESS=1993フレデリック・デラコステ、プリシラ・アレキサンダー「セックス・ワーク」パンドラ

深江誠子 1977「性道徳からの解放」『女・エロス9』『女・エロス』委員会

Foucault, Michel, *LA VOLONTÉ DE SAVOIR* (Volume 1 de *HISTOIRE DE LA SEXUALITÉ*), 1976, EDITIONS GALLIMARD=1986ミシェル・フーコー渡部守章訳「性の歴史I 知への意思」新潮社

Malinowski, Bronislaw, *Sex Culture and Myth*, 1962, Rupert Hart-Davis=1994プロニスラフ・マリノフスキー渡部景昭訳「性・家族・社会」

(かわばた ともこ)